

住居確保給付金の誤支給

4月27日支払分の「住居確保給付金」の一部について、50世帯分の誤支給が判明しました。

1 概要

4月27日支払分の住居確保給付金の「再支給」分について、1カ月分の家賃相当分を支給すべきところを、2カ月分の家賃相当分を支給していたことが判明しました。

(1) 経緯

住居確保給付金「再支給」分は、1世帯につき3カ月分を限度として家賃相当分を支給しますが、支給は2回に分割し、1回目に2カ月分、2回目に1カ月分を払い込みます。

今回、2回目（令和3年5月分家賃相当分）を払い込むにあたり、1回目のデータを引き継ぎつつ「月数」を修正する必要があったところ、これを漏らし、2カ月分を払い込みました。

(2) 件数

50世帯分（払込先（＝不動産業者または大家）47件）

※当該給付金は、支払対象世帯の同意を得て、家賃支払先の不動産業者や大家に家賃相当分を直接払い込むものです。

(3) 金額

正しい金額 2,644,100円

今回支払額 5,288,200円

過払い金額 2,644,100円

2 対応

誤支給の判明後、直ちに支払先の不動産事業者等に連絡し、説明・謝罪のうえ、過払い分の返金を依頼しています（一部、引き続き連絡中）。

3 再発防止策

点検マニュアルの作成及び複数人による厳格なチェック体制を構築し、再発の防止に取り組んでいきます。

【問い合わせ先】

在宅医療・生活支援センター：03-3393-0737

総務部広報課：03-3312-2111（代表）